



本日の議事日程は次のとおりである。

令和7年和泉市議会第1回定例会議事日程表（第1日）

（2月18日）

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
1			会議録署名議員の指名について	
2			会期の決定について	
3	監査報告	1	例月出納検査（会計室扱 令和6年10月分）	別 冊 P. 2
4	監査報告	2	例月出納検査（上下水道部企業出納員扱 令和6年10月分）	別 冊 P. 16
5	監査報告	3	例月出納検査（病院企業出納員扱 令和6年10月分）	別 冊 P. 32
6	監査報告	4	例月出納検査（会計室扱 令和6年11月分）	別 冊 P. 37
7	監査報告	5	例月出納検査（上下水道部企業出納員扱 令和6年11月分）	別 冊 P. 51
8	監査報告	6	例月出納検査（病院企業出納員扱 令和6年11月分）	別 冊 P. 67
9	監査報告	7	定期監査（令和6年度第2次分）結果報告書	別 冊
10	監査報告	8	財政援助団体等監査結果報告書	別 冊
11	報 告	4	専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市立槇尾学園整備事業））	P. 180
12	報 告	5	専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（和泉市庁舎第1分館改修工事））	P. 185
13	報 告	6	専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事））	P. 188
14	報 告	7	専決処分の報告について（駐車場内事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）	P. 198

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
15	議 案	13	財産処分について（唐国財産区財産）	P. 106
16	議 案	14	和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定について	P. 108
17	議 案	15	和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例制定について	P. 114
18	議 案	16	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	P. 122
19	議 案	17	和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 131
20	議 案	18	和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について	P. 148
21	議 案	19	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 155
22	議 案	20	公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース）	P. 158
23	議 案	21	和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について	P. 160
24	議 案	22	和泉市認定こども園条例制定について	P. 167
25	議 案	23	和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 174
26	議 案	24	和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 177
27	議 案	25	令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）	P. 202
28	議 案	26	令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	P. 213
29	議 案	11	和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 4

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
30	議 案	12	和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について	P. 6
31	議 案	2	令和7年度和泉市一般会計予算	別 冊
32	議 案	3	令和7年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算	別 冊
33	議 案	4	令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算	別 冊
34	議 案	5	令和7年度和泉市介護保険事業特別会計予算	別 冊
35	議 案	6	令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計予算	別 冊
36	議 案	7	令和7年度和泉市水道事業会計予算	別 冊
37	議 案	8	令和7年度和泉市公共下水道事業会計予算	別 冊
38	議 案	9	令和7年度和泉市公共浄化槽事業会計予算	別 冊
39	議 案	10	令和7年度和泉市病院事業会計予算	別 冊
40	議員提出 議 案	1	予算審査特別委員会設置について	
41			予算審査特別委員会委員の選任について	

○

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第41まで

○

(午前10時00分開会)

- 関戸繁樹議長 おはようございます。議員の皆様には、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

○

◎開会宣告

- 関戸繁樹議長 ただいまから令和7年第1回定例会を開会いたします。
- ただいまの出席議員は定足数に達しております。
- 20番・末下広幸議員から欠席の届出があります。

○

◎諸報告

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

- 関戸繁樹議長 日程に先立ちまして御報告いたします。

会議規則第166条の規定による議員派遣の件については、お手元の資料に記載のとおり、11月29日から昨日までの間、2件について承認いたしました。

以上、報告いたします。

○

◎市長挨拶

- 関戸繁樹議長 それでは、これより本日の会議を開きます。

ここで、市長の挨拶を願います。

はい、辻市長。

(市長登壇、開会挨拶)

- 辻 宏康市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに令和7年和泉市議会第1回定例会をお願い申し上げましたところ、議員皆様方の御出席を賜り、ただいま議会が成立いたしましたことを心から厚くお礼を申し上げます。

本定例会には、令和7年度和泉市一般会計予算及び各特別会計予算、各企業会計予算並びに令和6年度和泉市一般会計補正予算等を御提案させていただき、御審議をお願い申し上げます。

さて、今定例会は、私の任期最終の定例会となります。令和3年6月、4期目スタートに当たっての所信表明において、和泉市を明るい未来に向けて躍進させるとともに、この4年間で魅力ある本市を次のステージに進めるべく、「命と暮らしを守り 未来を拓く」を合い言葉に、「市民の命と暮らしを守るまちづくり」、「子どもたちの未来が輝く子育て・教育のまちづくり」、「にぎわいあふれ活力のあるまちづくり」という3つのテーマを掲げ、市政運営に取り組み、また果敢にチャレンジしてまいりたいと申し上げました。

そうした中、市役所新庁舎の開庁をはじめ、誘致に成功し、本市で2軒目となったホテルのオープン、和泉市消防本部・和泉消防署の開所、そして開校を4月に控えております榎尾学園の整備など、いずれも和泉市のこれからの発展に欠かすことのできない数多くの施策を実現することができました。これもひとえに議員皆様方、また市民皆様方の御理解と御協力、御支援のたまものと心から深く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

また、6月には市長選挙が予定されておりますことから、御審議いただきます令和7年度

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

一般会計予算につきましては、経常経費のほか、継続的に推進すべき事業等を中心に計上し、骨格予算として編成しておりますことに加えまして、本来ならば本定例会において新年度に係る市政運営方針を申し上げるべきところではございますが、差し控えさせていただきますことを御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

この後、議案の内容等につきましては別途御説明申し上げますが、何とぞよろしく御審議をいただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 関戸繁樹議長 市長の挨拶が終わりました。

◎議事日程の報告

- 関戸繁樹議長 本定例会に出席報告のあった者の氏名並びに本日の議事日程等は、お手元に御配付のとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

◎会議録署名議員の指名について

- 関戸繁樹議長 それでは、日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本日の会議録署名議員には、2番・大浦まさし議員、16番・岡田 勉議員、以上2名の方を指名いたします。

◎会期の決定について

- 関戸繁樹議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から3月25日までの36日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月25日までの36日間と決定いたします。

◎例月出納検査、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告

- 関戸繁樹議長 日程第3から日程第10までは、いずれも例月出納検査結果報告、定期監査

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

結果報告及び財政援助団体等監査結果報告でありますので、これらを一括議題といたします。

本各件について質疑の発言はありませんか。

はい、飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 18番・大阪維新の会、飯阪です。

今回、財政援助団体等への監査について、市が出資している団体の一つである一般財団法人文化振興財団を対象として監査を実施されております。今回報告、日程第10に記されておりますが、この監査結果報告書を確認させていただいたところ、数点について指摘等がなされております。この指摘等については、改善措置を講じて監査委員に報告されると思いますが、監査の方法は、具体的にどのような資料等を確認をされて実施をされているのか、その点についてお伺いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 はい、答弁。行政委員会総合事務局長。

○ 藤原美津子行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の藤原です。

監査につきましては、まず、監査委員が本監査を行う前に事前調査を実施いたします。事前調査につきましては、専門的知識やノウハウがある監査法人に委託し、文化振興財団の事業報告及び決算書、合計残高試算表、総勘定元帳などを確認し、財団職員から聞き取り調査を行うなどの方法によりまして事前調査を行ったものでございます。

その事前調査の結果を踏まえて、監査委員による監査を実施したものでございます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

それでは、次に確認をさせていただきますが、決算報告書の正味財産増減計算書について、例えば、今回委託費2,714万1,013円の総額の記載だけで、その内訳が分からないのが現状であると思います。このような詳細なことについてどのように監査を行っているのか、その点についてお伺いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 行政委員会総合事務局長。

○ 藤原美津子行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の藤原です。

監査につきましては、出納、その他の事務について、関連する法令や規定等に基づき適正に処理が行われているのか。財務諸表は公益法人会計基準の運用指針等に基づき作成されているのか。また、事業が経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行されているのかについて監査を行ったものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

なお、決算報告書の正味財産増減計算書につきましても、合計残高試算表、総勘定元帳などで確認を行っております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 分かりました。

それでは、最後にお伺いいたしますが、この監査対象機関が受けたこの監査結果について、改善が必要な事項の確認方法についてお伺いをいたします。

○ 関戸繁樹議長 行政委員会総合事務局長。

○ 藤原美津子行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の藤原です。

監査委員は、監査の結果に関する報告を受けた者に対し、適時措置状況の報告を求めており、措置の報告を受けた場合は、当該措置の内容を市のホームページに公表しております。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

財政援助団体への監査の流れについて今説明をいただきまして、理解をさせていただきました。

今回、この財政援助団体への監査は、昨年の公共施設管理公社に続き2年目の2件目となります。また、今回監査対象となった文化振興財団は、毎年度事業報告、そして決算報告を第2回定例会にて行っていただいております。

しかしながら、質問の中でも指摘をさせていただきましたが、各科目の内訳が記されておらず、報告書を見ただけでは理解しづらいのではないのでしょうか。せっかく御報告をいただくのであれば、やはりその勘定科目の内容が分かるような方策で今後しっかりと報告をいただくことを要望いたしまして、終了させていただきます。議長ありがとうございます。

○ 関戸繁樹議長 他に質疑の発言はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、監査報告第1号から第8号までの報告を終わります。

○

◎報告第4号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（（仮称）和泉市立榎尾学園整備事業））

○ 関戸繁樹議長 日程第11、報告第4号「専決処分の報告について（工事請負変更契約の締

結について（（仮称）和泉市立槇尾学園整備事業）」を議題といたします。

報告の説明を願います。

辻市長。

（市長登壇、報告説明）

- 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました報告第4号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の180ページでございます。

令和3年12月15日議決に係る（仮称）和泉市立槇尾学園整備事業工事請負契約について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例第7号の規定により、令和7年1月24日に専決処分により変更契約を締結したものでございます。

その変更内容でございますが、現場発生土の処分方法の変更及びグラウンド舗装仕様の変更により、変更前契約金額36億2,781万6,500円から36億7,624万4,000円に4,842万7,500円を増額したものでございます。

以上、御報告申し上げます。

- 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

本件について質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、報告第4号を終わります。

○

- ◎報告第5号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（和泉市庁舎第1分館改修工事））

- ◎報告第6号 専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事））

- 関戸繁樹議長 日程第12、報告第5号「専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（和泉市庁舎第1分館改修工事））」及び日程第13、報告第6号「専決処分の報告について（工事請負変更契約の締結について（和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事））」を一括議題といたします。

各報告の説明を願います。

辻市長。

（市長登壇、報告説明）

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

- **辻 宏康市長** ただいま御上程いただきました報告第5号及び報告第6号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の185ページからでございます。

令和6年3月25日議決に係る和泉市庁舎第1分館改修工事請負契約及び和泉市庁舎第1分館機械設備改修工事請負契約について、地方自治法第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例第7号の規定により、令和7年1月28日に専決処分により変更契約を締結したものでございます。

その変更内容でございますが、報告第5号につきましては、施設名サインの仕様変更、書庫・倉庫の床改修の追加、屋上防水改修の仕様変更、屋上フェンスの追加、外壁タイル下地材のアスベスト処分の追加及び外壁改修箇所の追加により、当初契約金額4億4,990万円から4億6,789万500円に、1,799万500円の増額を行ったものでございます。

報告第6号につきましては、床暖房設備の取りやめ及び空調設備の追加により、当初契約金額1億8,082万3,500円から1億8,029万6,600円に、52万6,900円の減額を行ったものでございます。

以上、御報告申し上げます。

- **関戸繁樹議長** 市長の説明が終わりました。

本各件について質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、報告第5号及び第6号を終わります。

○

◎報告第7号 専決処分の報告について（駐車場内事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）

- **関戸繁樹議長** 日程第14、報告第7号「専決処分の報告について（駐車場内事故に係る損害賠償の額の決定及び和解）」を議題といたします。

報告の説明を願います。

辻市長。

(市長登壇、報告説明)

- **辻 宏康市長** ただいま御上程いただきました報告第7号について、辻より御説明申し上げます。

議案書の198ページでございます。

令和6年12月23日午後1時30分頃、箕形町一丁目6番20号の店舗駐車場内におきまして、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

環境産業部環境政策室職員が、駐車のために公用車を後退させた際に、公用車の後方で停止し、待機していた後続車に気づかず、相手方自動車の前方に接触し、損傷させたもので、市は修理費用及び代車費用として49万149円を賠償する必要があります。本件事故に係る市の責任割合は100%、賠償額は、公益社団法人全国市有物件災害共済会自動車損害共済により全額填補するものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 市長の説明が終わりました。

本件について質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、報告第7号を終わります。

○

◎議案第13号 財産処分について（唐国財産区財産）

◎議案第14号 和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定について

◎議案第15号 和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例制定について

◎議案第16号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

◎議案第17号 和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎議案第18号 和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について

◎議案第19号 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎議案第20号 公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース）

◎議案第21号 和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について

◎議案第22号 和泉市認定こども園条例制定について

◎議案第23号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

◎議案第24号 和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎議案第25号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）

◎議案第26号 令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○ 関戸繁樹議長 日程第15、議案第13号「財産処分について（唐国財産区財産）」から日程第28、議案第26号「令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」までの以上14件を一括議題といたします。

まず、議案第13号から第24号の提案理由の説明を市長より願います。

辻市長。

（市長登壇、提案理由説明）

○ 辻 宏康市長 ただいま御上程いただきました案件について、辻より御説明申し上げます。

議案第13号「財産処分について（唐国財産区財産）」、議案書の106ページでございます。唐国町四丁目1216番1のほか、4筆の土地について、一般競争入札により処分しようとするものでございます。

議案第14号「和泉市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例制定について」、議案書の108ページでございます。市民等の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、本市の行政手続等における情報通信技術の利用に関する必要な事項を定めようとするものでございます。

議案第15号「和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、議案書の114ページでございます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第16号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」、議案書の122ページでございます。刑法等の一部を改正する法律により、懲役刑及び禁錮刑が廃止されるとともに、拘禁刑が創設されるため、関係条例において所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第17号「和泉市生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の131ページでございます。宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴い、条例に基づく規制に関して、法と重複する部分を削除しようとするものでございます。

議案第18号「和泉市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について」、議案書

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の148ページでございます。建設業法施行令の改正により所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第19号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の155ページでございます。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、非常勤消防職員の退職報償金の支給額を引き上げようとするものでございます。

議案第20号「公の施設の指定管理者の指定について（和泉市立青少年の家・和泉市立槇尾山森林浴コース）」、議案書の158ページでございます。和泉市立青少年の家及び和泉市立槇尾山森林浴コースの効率的な管理運営及び市民サービスの向上を図るため、指定管理者の指定を行おうとするものでございます。

議案第21号「和泉市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の160ページでございます。文部科学省が示すいじめ重大事態の調査に関するガイドラインの改訂に伴い、従来はいじめ防止対策委員会の担当事務を分割し、いじめ重大事態の調査審議に特化した調査組織として、いじめ問題調査委員会を新たに設置することで、より高い中立性及び公平性を確保しようとするものでございます。

議案第22号「和泉市認定こども園条例制定について」、議案書の167ページでございます。「公立保育所・公立幼稚園のあり方」及び「公立保育所・公立幼稚園のあり方に基づく整備方針」において、公立保育所及び幼稚園の認定こども園化を位置づけている中、集団教育の確保と中部地域の待機児童への対策のため、北松尾幼稚園と北松尾保育園を統合し、幼保連携型認定こども園を設置しようとするものでございます。

議案第23号「和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の174ページでございます。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

議案第24号「和泉市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案書の177ページでございます。所定の役割を終えた和泉市久保惣記念美術館運営ビジョン策定委員会を廃止しようとするものでございます。

以上のとおりでございますので、何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 関戸繁樹議長 続いて、補正予算関係の説明を願います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

はい、総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

ただいま御上程いただきました議案第25号「令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）」及び議案第26号「令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして、その内容を御説明申し上げます。

初めに、議案第25号「令和6年度和泉市一般会計補正予算（第9号）」から御説明申し上げます。

議案書202ページをお願いいたします。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に9億2,492万1,000円を追加し、総額を864億4,117万5,000円とするものでございまして、その内容は、後ほど事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

次に、第2条は債務負担行為の補正、第3条は地方債の補正、第4条は繰越明許費の補正でございます。

205ページをお願いいたします。

「第2表 債務負担行為補正」でございますが、青少年の家・槇尾山森林浴コース指定管理料につきまして、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。

次に、206ページをお願いいたします。

「第3表 地方債補正」でございますが、義務教育施設整備事業につきまして、地方債限度額の変更を行おうとするものでございます。

次に、207ページをお願いいたします。

「第4表 繰越明許費補正」でございますが、土地改良施設防災減災事業から国府小学校大規模改修事業までの6事業、合計4億8,912万4,000円について、翌年度に繰り越して事業を行おうとするものでございます。

続きまして、事項別明細書に基づき歳出予算から御説明申し上げます。

210ページをお願いいたします。

まず、民生費、障がい者自立支援介護等給付事業では、サービス利用者数が増加したことに伴い、障がい者介護等給付費及び審査支払手数料として、合わせて2億2,403万円を追加いたしました。

また、介護保険事業特別会計繰出金では、事務費等繰出金として862万3,000円を追加いたしました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

同じく民生費、民間保育所等運営事業では、人事院勧告に伴う給与改定を踏まえ、公定価格が増額となったことから、施設型給付費について3億1,439万円を追加いたしました。

次に、衛生費、感染症予防対策事業では、新型コロナワクチン接種の事務費及び事業費について、国費の精算に伴う返還金として合わせて1億2,617万8,000円を計上いたしました。

次に、教育費、小学校施設維持管理事業では、国の補正予算に伴い、鶴山台南小学校消防設備等改修工事費4,470万円、光明台北小学校消防設備等改修工事費4,020万円、和気小学校防火設備改修工事費1,340万円を計上いたしました。

また、小学校大規模改造整備事業では、国の補正予算に伴い、国府小学校大規模改修工事費1億5,340万円を計上いたしました。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、208ページをお願いいたします。

まず、国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金1億1,196万円、保育所等運営費負担金2億463万8,000円をそれぞれ追加するとともに、国の補正予算に伴い、小学校費で合計1億8,399万5,000円、中学校費で5,601万1,000円を計上いたしました。

次に、府支出金では、障がい者自立支援給付費負担金5,598万円、保育所等運営費負担金5,869万8,000円をそれぞれ追加いたしました。

次に、繰入金では、財政調整基金からの繰入金1億2,133万9,000円を追加いたしました。

最後に、市債では、国の補正に伴い、小学校で合計1億1,480万円、中学校で1,750万円を計上いたしました。

議案第25号の内容は以上でございます。

続きまして、213ページをお願いします。

議案第26号「令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」でございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に862万3,000円を追加し、総額を170億1,689万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の内容は、事項別明細書に基づき歳出予算から御説明申し上げます。

216ページをお願いします。

介護認定に係る申請件数の増加に伴い、医師意見書作成委託料440万円、要介護認定調査委託料422万3,000円をそれぞれ追加いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ページ戻りまして、215ページをお願いします。

繰入金について、一般会計からの事務費等繰入金862万3,000円を追加いたしました。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第25号及び第26号の説明とさせていただきます。

何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- 関戸繁樹議長 本各件については総括質疑を省略し、お手元の付託案件表のとおり各常任委員会に付託いたします。

○

◎議案第11号 和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎議案第12号 和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について

◎議案第2号 令和7年度和泉市一般会計予算

◎議案第3号 令和7年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算

◎議案第4号 令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算

◎議案第5号 令和7年度和泉市介護保険事業特別会計予算

◎議案第6号 令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計予算

◎議案第7号 令和7年度和泉市水道事業会計予算

◎議案第8号 令和7年度和泉市公共下水道事業会計予算

◎議案第9号 令和7年度和泉市公共浄化槽事業会計予算

◎議案第10号 令和7年度和泉市病院事業会計予算

- 関戸繁樹議長 日程第29、議案第11号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」から日程第39、議案第10号「令和7年度和泉市病院事業会計予算」までの以上11件は、いずれも令和7年度各会計予算並びに予算関連議案でありますので、これらを一括議題といたします。

それでは、議案第11号及び第12号の予算関連議案の説明を順次願います。

教育指導監。

- 上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

ただいま御上程いただきました議案第11号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の4ページから5ページでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

初めに提案理由でございますが、総務省、外務省及び文部科学省から外国語指導助手の報酬額の見直しに係る通知があったことに鑑み、外国語指導助手に支給する報酬を増額する必要があるものでございます。

次に、5ページをお願いいたします。

改正内容は、別表第6、外国語指導助手報酬表の1号給を30万円から33万5,000円に改め、4号級までを記載の金額に改めるもので、令和7年4月からこの報酬月額に改めることになります。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第11号「和泉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容の説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 はい、都市デザイン部長。

○ 林田勝巳都市デザイン部長 都市デザイン部長の林田です。

ただいま御上程いただきました議案第12号「和泉市手数料条例及び和泉市建築基準法施行条例の一部を改正する条例制定について」の提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書6ページから105ページで、まず6ページをお願いいたします。

提案理由でございますが、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律及び同法の一部の施行に伴う関係政令の施行に伴い、新たな手数料の区分を定めるほか、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、その内容でございますが、7ページをお願いいたします。

第1条、和泉市手数料条例の一部改正について、建築基準法の改正により、同法第6条の3第1項第1号及び第2号に、建築主事等が確認審査できる特定構造計算基準等が整理されたこと、小規模建築物の建築確認を行える建築副主事が新たに規定されたことから、7ページから12ページにかけて、第2条第17号の2ウ、第17号の6ウ及び第17号の12ウにおいて、「ただし書」を「第1号及び第2号」に、「建築主事」を「建築主事又は建築副主事」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、8ページ、第2条第17号の6から、14ページ、第17号の14にかけて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、いわゆる建築物省エネ法の改正に伴う条ずれ補正など、所要の措置を講じようとするものでございます。

14ページをお願いします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

一戸建ての住宅を含む原則全ての建築物について、建築物エネルギー消費性能基準、いわゆる省エネ基準への適合が義務化されることに伴い、省エネ基準に適合している旨の認定を申し出る認定制度が廃止されることから、同認定申請に係る手数料の額を定める第2条第17号の15及び別表第2の20を削除するものです。

次に、住宅部分の低炭素認定に係る評価方法として、所定の断熱仕様等を採用する使用基準と詳細な計算を行う性能基準を併用する方法、いわゆる誘導基準併用法による方法が新たに設けられたことから、14ページから28ページにかけて低炭素認定手数料を定めた別表第2の7、低炭素認定の変更手数料を定めた別表第2の11に、誘導基準併用法によるものの区分を新たに設け、同基準を用いた評価によるものの手数料の額を定めるほか、手数料の額その他について所要の措置を講じようとするものです。

次に、20ページから22ページを御覧ください。

別表第2の7の備考において、建築物省エネ法の改正に伴う条ずれ補正や、新たに誘導基準併用法について規定するほか、28ページでは、別表2の11の備考において、別表2の7の備考を引用するなど、所要の措置を講じるものです。

次に、28ページから42ページにかけて、低炭素認定の計画変更の内容が軽微な変更であり、建築物エネルギー消費性能の適合性判定、いわゆる省エネ適判を受ける必要はない変更であることを証明する書面、いわゆる軽微な変更証明書に係る手数料の額を定めた別表第2の12及び第2の13について、省エネ基準への適合義務化の拡大に伴い、新たに義務化される建築物の用途や面積の区分に応じ手数料の額を定め、その他所要の措置を講じるものです。

34ページから36ページをお願いします。

別表第2の12の備考において、新たに手数料の額を定める「住宅」、「共同住宅等」などの用語の定義を規定するなど、所要の措置を講じるものです。

同様の理由により、42ページから57ページにかけて省エネ適判の手数を定めた別表第2の14、省エネ適判の変更手数料を定めた別表第2の15において、新たに義務化される建築物の用途や面積の区分に応じ手数料の額を定め、その他所要の措置を講じるものです。

48ページから49ページについては、別表第2の14の備考において、省エネ基準への適合義務化の拡大に伴い、増築に際して省エネ基準へ適合すべき部分が増築する部分に限定されることから、所要の措置を講じるものです。

次に、57ページから82ページにかけて、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定、いわゆる省エネ向上認定に関する手数料の額を定めた別表2の16から2の19において、低炭素認

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

定に関する手数料の額を定めた別表第2の7から第2の13の改正と同様の理由により手数料の額を定め、その他の所要の措置を講じるものです。

次に、87ページをお願いします。

第2条、和泉市建築基準法施行条例の一部改正についてです。

建築基準法の改正による建築副主事制度創設に合せ、第67条第1項において所要の措置を講じるものです。

また、国の機関の長等が建築主となる場合であっても、民間の指定確認検査機関に建築計画の通知を行うことが可能となったことから、その場合における工事監督者の届出方法を同条第4項に定めるものです。

次に、建築基準法の改正により、構造計算を要する木造建築物の規模が床面積500平方メートルから300平方メートルに引き下げられることから、88ページから91ページにかけて建築確認申請の手数を定めた第68条第1項、完了検査の手数を定めた同条第3項第1号及び第2号、中間検査の手数を定めた同項第3号のそれぞれの表中、床面積の合計の区分において、500平方メートルを300平方メートルに改めるものです。

また、建築士が設計した2階建ての木造住宅等に適用される建築確認申請における審査検査項目が大幅に省略される制度、いわゆる建築士の特例制度の対象が縮小され、同制度の適用外となる建築物の確認申請等の審査検査時間が増加することから、88ページから95ページの第68条第1項及び第3項から第7項にかけての表中、建築確認申請、完了検査及び中間検査の審査や検査時間が増加するため、手数料の額を改めるとともに、申請等の方法の整理、その他所要の措置を講じるものです。

次に、95ページをお願いします。

建築物省エネ法の改正により、住宅の省エネ基準の評価を使用基準により評価する場合、建築確認申請において審査する制度が整備されたことから、第68条第8項を第9項とし、新たに第68条第8項に当該審査を行う場合の手数料の額を定めるものです。

次に、97ページから100ページにかけて、省エネ適判を受けた建築物の完了検査手数料を定めた第9項の表において、省エネ基準への適合義務化の拡大に伴い、新たに義務化される建築物の用途や面積の区分に応じ手数料の額を定め、また、100ページにおいて、増築に際して省エネ基準へ適合すべき部分が増築する部分に限定されることから、同表備考において所要の措置を講じるものです。

次に、101ページから103ページにかけて、既存の1の建築物について、2以上の工事に分

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

けて増築等を含む工事を行う場合の認定、いわゆる全体計画認定に係る手数料の額を定めた第68条第11項及び第12項について、第1項、表の床面積の合計の区分と同様の改正を行うほか、手数料額、その他所要の措置を講じるものです。

なお、改正に係る手数料の額は、大阪府及び大阪府内の特定行政庁が一律同一の手数料を定めることとなります。

次に、103ページをお願いいたします。

第3条、和泉市建築基準法施行条例の一部改正について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令、いわゆるバリアフリー法施行令の改正により、劇場などの車椅子利用者用客席や通路のバリアフリー基準が強化されたことから、103ページの第21条の2及び104ページの第21条の3の制限のうち、重複する制限を削除するものです。

105ページを御覧ください。

最後に、附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。ただし、第3条の規定は、バリアフリー法施行令の施行日である令和7年6月1日より施行するものです。

また、第3条の規定の施行の際、現に工事中の劇場等の建築物について、従前の制限が適用されるよう経過措置を設けるものです。

以上、議案第12号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 続いて、予算説明に入ります。

一般会計、特別会計、企業会計の順に説明願います。

総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

ただいま御上程いただきました議案第2号「令和7年度和泉市一般会計予算」から議案第6号「令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計予算」までにつきまして、その概要を御説明申し上げます。

令和7年度の予算編成に当たりましては、冒頭の市長の挨拶のとおり、骨格予算として編成を行ったものでございます。

予算書4ページをお願いします。

一般会計からでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

第1条は、歳入歳出予算の総額を832億円と定めるものでございます。

第2条は、継続費でございまして、内容は10ページ、「第2表 継続費」のとおりでございます。

第3条は、債務負担行為でございまして、内容は11ページ、「第3表 債務負担行為」のとおりでございます。

第4条は、地方債でございまして、内容は13ページ、「第4表 地方債」のとおりでございます。

第5条は、一時借入金の最高額を70億円と定めるものでございます。

第6条は、歳出予算での各項の経費の流用について定めるものでございます。

続きまして、「第1表 歳入歳出予算」に基づき、歳出予算から御説明申し上げます。
8ページをお願いします。

まず、議会費は4億2,844万9,000円で、市議会運営経費や広報広聴経費などを計上いたしました。

次に、総務費は85億9,527万7,000円で、総務管理費、徴税费、戸籍住民基本台帳費に加えまして、令和7年5月に供用開始予定の庁舎第1分館に係る経費や（仮称）防災備蓄倉庫整備に係る経費などを計上いたしました。

次に、民生費は421億8,145万6,000円で、社会福祉費、児童福祉費、生活保護費などに加えまして、医療的ケア機能を備えた民間保育施設整備や、（仮称）はつが野老人集会所整備に係る経費などを計上いたしました。

次に、衛生費は61億4,860万5,000円で、各種がん検診や予防接種などの予防衛生費、病院事業会計補助金、泉北環境整備施設組合分担金などに加えまして、全額国の交付金を活用して実施する再エネ・省エネ機器設置促進事業に係る経費などを計上いたしました。

次に、農林水産業費は3億9,892万6,000円で、農業振興経費や地産地消・食農推進経費などに加えまして、松尾山農道改修工事費などを計上いたしました。

次に、商工費は4億2,531万8,000円で、商工振興費、雇用対策費などに加えまして、2025大阪・関西万博に関する催事や子どもの入場料支援に関する経費などを計上いたしました。

次に、土木費は57億3,263万5,000円で、道路、公園、河川、市営住宅などの経費や、公共下水道事業会計補助金などに加えまして、北信太駅前整備費や富秋中学校区等まちづくり事業の推進に係る経費などを計上いたしました。

次に、消防費は19億8,630万円で、消防、救急、火災予防経費や消防団経費などに加えま

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

して、消防・救急車両更新に係る経費などを計上いたしました。

9ページをお願いいたします。

教育費は103億8,917万9,000円で、義務教育関連では、小学校、中学校、幼稚園に係る経費に加えまして、令和7年4月に開校する榎尾学園に関する経費や、（仮称）富秋学園整備費のほか、中学校少人数学級編制や学力向上推進に関する経費などを計上し、また、社会教育関連では、生涯学習、青少年教育、文化財、図書館、保健体育費などに加えまして、池上曾根史跡公園整備や久保惣記念美術館茶室改修事業に係る経費などを計上いたしました。

次に、災害復旧費は4,000円を計上し、公債費は55億5,603万4,000円で、元利償還金及び一時借入金利子を計上いたしました。

次に、諸支出金は12億5,781万7,000円で、災害援護資金貸付金やふるさと元気基金など、各基金への積立金を計上いたしました。

次に、予備費では、不測の経費に充当するため1億円を計上いたしました。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、5ページをお願いいたします。

まず、市税では250億7,927万6,000円を計上いたしました。前年度と比較しますと、市民税では、令和6年度に実施していた国の定額減税がおおむね終了することに伴い、8億3,117万8,000円の増加を見込んでおります。また、固定資産税では1億8,569万2,000円の増加を見込んでおり、市税総額では、前年度と比較し10億8,696万9,000円の増加を見込んでおります。

次に、地方譲与税3億6,147万6,000円、利子割交付金7,000万円、配当割交付金2億6,000万円、株式等譲渡所得割交付金4億円、法人事業税交付金5億1,000万円、地方消費税交付金44億円、ゴルフ場利用税交付金3,800万円、環境性能割交付金1億500万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金2億1,608万2,000円、地方特例交付金2億1,001万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

6ページをお願いいたします。

地方交付税110億円、交通安全対策特別交付金2,356万4,000円、分担金及び負担金2億2,124万円、使用料及び手数料11億6,422万3,000円、国庫支出金214億801万円、府支出金69億3,065万4,000円、財産収入2億7,127万4,000円、寄附金は、ふるさと元気寄附金13億3,500万円、繰入金は、公共用地先行取得事業特別会計や財政調整基金などからの繰入金と

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

して45億3,652万3,000円。諸収入は4億5,526万6,000円。

7ページをお願いいたします。

市債は42億440万円をそれぞれ計上いたしました。

以上で、歳入歳出予算総額832億円となるものでございます。

詳細につきましては、35ページ以降の事項別明細書を御参照賜りますようお願いいたします。

続きまして、14ページ、議案第3号「令和7年度和泉市国民健康保険事業特別会計予算」につきまして御説明申し上げます。

本会計は、国民健康保険加入者の医療を保障し、健康の保持増進、疾病予防に寄与することを目的としております。

第1条は、歳入歳出予算の総額を180億2,646万円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為でございまして、内容は17ページ、「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を40億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算での各項の経費の流用について定めるものでございます。

続きまして、16ページ、第1表の歳入歳出予算の歳出予算から御説明申し上げます。

まず、総務費は2億3,816万3,000円で、総務管理費、徴収費、運営協議会費などを計上いたしました。

保険給付費は125億3,383万3,000円で、療養諸費、高額療養費などを計上いたしました。

国民健康保険事業費納付金は49億7,289万6,000円で、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を計上いたしました。

保健事業費は、特定健康診査に係る経費など2億2,110万8,000円を計上いたしました。

基金積立金は80万円、公債費は68万円、諸支出金は、保険料還付金など898万円、予備費は5,000万円をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、15ページをお願いいたします。

国民健康保険料35億4,685万円、一部負担金1,000円、使用料及び手数料138万円、国庫支出金213万1,000円、府支出金128億1,040万1,000円、財産収入80万円、繰入金は、一般会計及び財政調整基金からの繰入金16億3,776万7,000円、繰越金1,000円、諸収入2,712万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

以上で歳入歳出予算総額180億2,646万円となるものでございます。

詳細につきましては、329ページ以降の事項別明細書を御参照賜りますようお願いいたします。

続きまして、議案第4号「令和7年度和泉市公共用地先行取得事業特別会計予算」につきまして御説明申し上げます。

本会計は、公共用地の先行取得を行うためのものでございまして、北信太駅前整備事業用地の先行取得に要する経費及び既に先行取得済みの用地の事業化に伴う一般会計繰出金を計上いたしました。

第1条は、歳入歳出予算の総額を6億9,538万4,000円と定めるものでございます。

第2条は、債務負担行為でございまして、内容は21ページ、「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、地方債でございまして、内容は22ページ、「第3表 地方債」のとおりでございます。

続きまして、20ページ、「第1表 歳入歳出予算」の歳出予算から御説明申し上げます。

公共用地先行取得事業費は1億3,030万円で、北信太駅前整備事業用地購入費などを計上いたしました。

公債費は2億2,924万4,000円で、元利償還金を計上いたしました。

諸支出金は3億3,584万円で、信太山丘陵里山自然公園用地、松尾寺公園用地の売払いに伴う一般会計繰出金を計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、19ページをお願いいたします。

財産収入は、事業化に伴う土地売払収入3億3,584万円、繰入金は一般会計繰入金2億2,954万4,000円、市債は1億3,000万円をそれぞれ計上いたしました。

以上で歳入歳出予算総額6億9,538万4,000円となるものでございます。

詳細につきましては、363ページ以降の事項別明細書を御参照賜りますようお願いいたします。

続きまして、23ページ、議案第5号「令和7年度和泉市介護保険事業特別会計予算」につきまして御説明申し上げます。

本会計は、介護を必要とする65歳以上の高齢者等が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、介護サービス及び保健福祉サービスを総合的及び効率的に提供することを目的とし

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ております。

第1条は、歳入歳出予算の総額を176億8,538万9,000円と定めるものでございます。

第2条は債務負担行為でございまして、内容は26ページ、「第2表 債務負担行為」のとおりでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を12億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算での各項の経費の流用について定めるものでございます。

続きまして、25ページ、「第1表 歳入歳出予算」の歳出予算から御説明申し上げます。

まず、総務費は5億5,880万7,000円で、総務管理費、徴収費、介護認定審査会費などを計上いたしました。

保険給付費は161億8,203万4,000円で、介護サービス給付費、介護予防サービス等給付費などを計上いたしました。

地域支援事業費は9億741万4,000円で、介護予防・日常生活支援総合事業費及び包括的支援事業・任意事業費を計上いたしました。

基金積立金は8万3,000円、公債費は100万円、諸支出金は605万1,000円、予備費は3,000万円をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、24ページをお願いいたします。

保険料は38億7,984万7,000円、分担金及び負担金4万5,000円、使用料及び手数料37万8,000円、国庫支出金は、介護給付費負担金など38億80万6,000円、支払基金交付金45億3,517万円、府支出金25億8,401万2,000円、財産収入8万3,000円、繰入金は、一般会計及び介護保険給付準備基金からの繰入金28億8,262万8,000円、繰越金1,000円、諸収入241万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

以上で歳入歳出予算総額176億8,538万9,000円となるものでございます。

詳細につきましては、373ページ以降の事項別明細書を御参照賜りますようお願いいたします。

最後に、27ページ、議案第6号「令和7年度和泉市後期高齢者医療事業特別会計予算」につきまして御説明申し上げます。

本会計は、75歳以上の高齢者と、65歳以上で一定の障がいのある方を対象に独立した医療保険制度に資することを目的として設置されたもので、保険料の徴収を行い、徴収した保険料を広域連合へ納付する事務を行うものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

第1条は、歳入歳出予算の総額を35億8,522万円と定めるものでございます。

続きまして、29ページ、「第1表 歳入歳出予算」の歳出予算から御説明申し上げます。

まず、総務費は7,050万4,000円で、総務管理費及び徴収費を計上いたしました。

広域連合納付金は35億1,084万8,000円、諸支出金は286万8,000円、予備費は100万円をそれぞれ計上いたしました。

続きまして、歳入予算でございます。

ページ戻りまして、28ページをお願いいたします。

後期高齢者医療保険料28億1,640万5,000円、使用料及び手数料15万1,000円、繰入金7億4,896万1,000円、繰越金1,000円、諸収入521万3,000円、国庫支出金1,448万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

以上で歳入歳出予算総額35億8,522万円となるものでございます。

詳細につきましては、419ページ以降の事項別明細書を御参照賜りますようお願いいたします。

以上をもちまして、議案第2号から第6号まで、令和7年度和泉市一般会計予算並びに各特別会計予算についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 上下水道部長。

○ 近藤真一上下水道部長 上下水道部長の近藤です。

ただいま御上程いただきました議案第7号「令和7年度和泉市水道事業会計予算」から議案第9号「令和7年度和泉市公共浄化槽事業会計予算」までにつきまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、議案第7号「令和7年度和泉市水道事業会計予算」から御説明申し上げます。

水道事業につきましては、引き続き安全で良質な水道水の安定的な供給、災害に強い水道を実現するため、年次計画に基づき、令和7年度は水道管更新工事を12件実施することとしており、積極的に管更新に取り組んでまいります。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

まず、第2条は、令和7年度の業務の予定量を定めたもので、給水戸数は8万1,800戸、年間総給水量は1,788万9,149立方メートル、1日平均給水量は4万9,011立方メートル、主

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

要な建設改良事業として、改良事業15億1,115万3,000円を予定しております。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入は、第1款水道事業収益34億9,646万円を計上し、次のページ、支出は、第1款水道事業費用34億1,673万円を計上いたしました。その内訳は各項のとおりでございます。

次に、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入は、第1款資本的収入10億548万2,000円を計上し、支出は、第1款資本的支出17億7,131万9,000円を計上いたしました。その内訳は各項のとおりでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度を定めたもので、その内容といたしましては、春木町外配水管整備事業のほか計4件でございます。

次に、第6条は、起債の目的及び限度額などを定めたものでございます。

続きまして、7ページの第7条から第10条におきまして、通年のと通りの各事項を定めております。

なお、詳細につきましては、次ページ以降に掲載しております予算に関する説明書及び予算参考資料を御参照いただきますとともに、別冊の水道事業会計予算説明資料を御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、議案第8号「令和7年度和泉市公共下水道事業会計予算」につきまして、その内容を説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、引き続き適切な維持管理及び計画的な建設改良事業を実施し、年次計画に基づき、令和7年度は管布設工事を13件実施することとしており、今後も下水道普及率の向上並びに浸水被害の低減に取り組んでまいります。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

まず、第2条では、令和7年度の業務の予定量を定めたもので、水洗化人口は15万2,500人、年間下水管布設延長は2.2キロメートル、年間有収水量は1,597万2,000立方メートル、主要な建設改良事業として、公共下水道整備事業7億4,031万9,000円を予定いたしております。

次に、第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入は、第1款下水道事業収益41億4,555万5,000円を計上し、次の5ページ、支出は、第1款下水道事業費用38億5,076万6,000円を計上いたしました。その内訳は各項のとおりでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に、第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入は、第1款資本的収入12億4,646万5,000円を計上し、支出は、第1款資本的支出27億2,403万円を計上いたしました。その内訳は各項のとおりでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めたもので、内容といたしましては、下水道管路施設改築実施設計事業のほか、計2件でございます。

次に、第6条は、起債の目的及び限度額などを定めたものでございます。

続きまして、7ページの第7条から第11条におきまして、通年のとおり各事項を定めております。

なお、詳細につきましては、次ページ以降に掲載しております予算に関する説明書及び予算参考資料を御参照いただきますとともに、別冊の公共下水道事業会計予算説明資料を御参照いただきますようお願いいたします。

最後に、議案第9号「令和7年度和泉市公共浄化槽事業会計予算」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

公共浄化槽事業会計予算を御覧ください。

4ページをお願いいたします。

まず、第2条は、令和7年度の業務の予定量を定めたもので、水洗化人口は374人、年間公共浄化槽設置基数3基、主要な建設改良事業として、公共浄化槽整備事業1,069万2,000円を予定しております。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入の第1款浄化槽事業収益と、次の5ページ、支出、第1款浄化槽事業費用では、同額の3,597万7,000円を計上いたしました。その内訳は各項のとおりでございます。

次に、第4条では、資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入の第1款資本的収入と支出の第1款資本的支出では、同額の1,246万3,000円を計上いたしました。その内訳は各項のとおりでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めたもので、内容といたしましては、水洗便所改造資金融資に対する損失補償でございます。

次に、第6条は、起債の目的及び限度額などを定めたものでございます。

次に、第7条から、7ページの第10条におきまして、通年のとおり各事項を定めており

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ます。

なお、詳細につきましては、次ページ以降に掲載しております予算に関する説明書及び予算参考資料を御参照いただきますとともに、別冊の公共浄化槽事業会計予算説明資料を御参照いただきますようお願いいたします。

以上、議案第7号「令和7年度和泉市水道事業会計予算」から議案第9号「令和7年度和泉市公共浄化槽事業会計予算」までの説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○ 関戸繁樹議長 子育て健康部長。

○ 藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

ただいま御上程いただきました議案第10号「令和7年度和泉市病院事業会計予算」につきまして、その概要を御説明申し上げます。

別冊病院事業会計予算書でございます。

4ページをお願いいたします。

まず、第2条は、令和7年度の業務の予定量を定めたもので、病床数は307床、主要な建設改良事業として器械備品購入費2億1,200万円を予定しております。

次に、第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入では、第1款病院事業収益7億260万3,000円を計上し、各項については記載のとおりでございます。

支出では、第1款病院事業費用10億4,682万8,000円を計上し、各項については記載のとおりでございます。

次に、第4条は資本的収入及び支出の予定額を定めたもので、収入では、第1款資本的収入10億4,971万3,000円を計上し、各項については記載のとおりでございます。

支出では、第1款資本的支出10億7,100万4,000円を計上し、各項については記載のとおりでございます。

続きまして、5ページでございます。

第5条は、起債の目的、限度額を定め、第6条は一時借入金の限度額を、第7条は各経費の流用の規定を、第8条は一般会計から受ける補助金額を定めたものでございます。

なお、これらの詳細につきましては、6ページ以降に予算に関する説明書を、21ページ以降に予算参考資料を掲載しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

以上、議案第10号「令和7年度和泉市病院事業会計予算」の説明とさせていただきます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

- 関戸繁樹議長 お諮りいたします。本各件については、十分な審議をお願いいたしたいと思っておりますので、後の日程で予算審査特別委員会を設置願い、お手元の付託案件表のとおり付託の上、休会中の御審査をお願いいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

○

◎議員提出議案1号 予算審査特別委員会設置について

- 関戸繁樹議長 日程第40、議員提出議案第1号「予算審査特別委員会設置について」を議題といたします。

本件は、山本議員ほか8人から、先ほど上程されました令和7年度各会計予算並びに関連する諸議案について慎重に審査するため、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置されたいというものであります。

本件については、提案理由の説明、質疑並びに討論を省略し、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第1号は原案どおり可決されました。

○

◎予算審査特別委員会委員の選任について

- 関戸繁樹議長 日程第41「予算審査特別委員会委員の選任について」を議題といたします。

本件については、委員会条例第7条の規定により、お手元に配付しております名簿のとおり選任することといたします。

○

◎散会宣告

- 関戸繁樹議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

なお、3月19日に一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

ありがとうございました。

(午前11時12分散会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 関 戸 繁 樹

同 署 名 議 員 大 浦 ま さ し

同 署 名 議 員 岡 田 勉